

## 【検診実施機関用】乳がん検診のためのチェックリスト

調査対象検診実施機関：  
長野県健康づくり事業団、長野県厚生農業協同組合連合会、中部公衆医学研究所

	実施検診機関数	
	H25	H26
1. 受診者への説明		
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせているか	3	3
(2) 精密検査の方法や内容について説明しているか	3	3
(3) 精密検査結果の市町村への報告等の個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行っているか	3	3
2. 問診及び撮影の精度管理		
(1) 検診項目は、問診、マンモグラフィ検査、視触診としているか	2	2
(2) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか	3	3
(3) 乳房エックス線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準 <sup>注1)</sup> を満たしているか	3	3
(4) 乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、第三者による外部評価を受けているか	3	3
(5) 撮影技師はマンモグラフィの撮影に関する適切な研修 <sup>注2)</sup> を修了しているか	3	3
3. 読影の精度管理		
(1) マンモグラフィ読影講習会 <sup>注2)</sup> を修了し、その評価試験の結果がAまたはBである者が読影に従事しているか	3	3
(2) 読影はダブルチェックを行っているか（うち1人はマンモグラフィの読影に関する適切な研修 <sup>注2)</sup> を修了しその評価試験の結果がAまたはBである）	3	3
(3) マンモグラフィ写真は少なくとも3年間は保存しているか	3	3
(4) 検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	3	3
4. システムとしての精度管理		
(1) 精密検査実施機関から精密検査結果及び治療 <sup>注3)</sup> 結果の報告を受けているか	3	2
(2) 診断のための検討会や委員会（第三者の乳がん専門家を交えた会）を設置しているか	3	3
(3) 都道府県がプロセス指標（受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度）に基づく検討ができるようデータを提出しているか	3	3
(4) 実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計しているか	3	3

注1) 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準：マンモグラフィによる乳がん検診の手引きー精度管理マニュアル第3版参照

注2) マンモグラフィ撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会  
基本講習プログラムに準じた講習会とは、検診関連6学会（日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会、日本医学物理学会）から構成される日本乳がん検診精度管理中央機構の教育・研修委員会の行う講習会等をいう。なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班および日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む

注3) 組織や病期把握のための内視鏡治療など